

鉄道事業法

1. 案内情報

- 手続名 : 工事施行の認可の申請期限の延長
手続根拠 : 鉄道事業法第8条第3項、鉄道事業法施行規則第13条、第79条
手続対象者 : 鉄道事業者
提出時期 : 許可の際に国土交通大臣が指定する工事の施行の認可の申請期限を延長しようとするとき
提出方法 : 期限延長申請書を作成し、当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局（事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部監理課へ提出して下さい。
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし
申請書様式 : 期限延長申請書
記載要領・記載例 : 国土交通省鉄道局幹線鉄道課若しくは都市鉄道課又は当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局（事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部監理課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 北海道運輸局鉄道部監理課 011-290-2731
東北運輸局鉄道部監理課 022-291-7526
新潟運輸局鉄道部監理課 025-244-6117
関東運輸局鉄道部監理課 045-211-7239
中部運輸局鉄道部監理課 052-952-8030
近畿運輸局鉄道部監理課 06-6949-6439
中国運輸局鉄道部監理課 082-228-8797
四国運輸局鉄道部監理課 087-835-6359
九州運輸局鉄道部監理課 092-472-4051
受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口 : 国土交通省鉄道局幹線鉄道課若しくは都市鉄道課又は当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局（事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部監理課

3. 手続情報

- 審査基準 : 鉄道事業法第8条第3項
標準処理機関 : 3週
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)